

総合的かつ体系的な若者雇用対策を求める意見書

非正規労働者が増加する中で、若年層を恒常的かつ大量に雇用し、過酷な条件で労働を強いる「使い捨て」問題や、フリーターやニートの問題など、若者を取り巻く雇用環境は厳しい状況が続いている。

若者が働きながら安心して家庭を持てることは、少子化への歯止めとしても極めて重要であり、政府は、わかものハローワークや新卒応援ハローワーク等における支援や、「若者応援企業宣言」事業、地域若者サポートステーションにおけるニート対策などに取り組んでいるが、現状では、関係機関は必ずしも有機的に連携しているとは言えない。

安倍政権における経済対策によって、経済の好循環が始まる中、新規学卒者の内定状況も好転し、賃金上昇に取り組む企業が出ている今、改めて、若者雇用対策を推進する必要がある。

よって、国会及び政府においては、下記の対策を講じるよう強く要望する。

記

- 1 若者雇用に係る総合的かつ体系的な対策を進めるため、若者雇用対策に係る新法を制定し、家庭、学校、地域、国、地方の責務を明確にすること。
- 2 「若者応援企業宣言」事業を中小企業等の認定制度として拡充し、認定企業の支援措置を新設するほか、企業が若者を募集する際の情報開示を促す仕組みを検討すること。
- 3 若者の主体的な職業選択・キャリア形成のため、学生段階からのキャリア教育の充実強化を図るほか、大学生等の採用活動の後ろ倒しに伴い、「新卒応援ハローワーク」における支援措置を強化すること。
- 4 ニート等の若者の孤立化を防ぎ、自立に向けた充実した支援がなされるよう地域若者サポートステーションの機能強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年（2014年）5月30日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣

（提出者）自民党・市民会議、民主党・市民連合、公明党及び日本共産党所属議員全員